

備考	<p>1 会議室、ホールは規模形態（固定椅子、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興業場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして取り扱う。</p> <p>なお、興業場法の適用のあるものは、原則として令別表第1（1）項の用途に供するものとして取り扱う。</p> <p>2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当するものであること。</p>		
用途A	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
事務所 金融機関 官公署	事務室、休憩室、 会議室、ホール、 物品庫（商品倉庫 を含む。）	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、喫茶室、娯楽室、理容室、 専用駐車場、診療室	展示室、展望施設
用途B	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
文化センタ ー	事務室、集会室、 談話室、図書室、 ホール	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、 視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体 育室、トレーニング室	
備考	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。		
用途C	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
研修所	事務室、教室、体 育館	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、診療室、遊技室、談話室、 娯楽室、専用駐車場、図書室、浴室	
備考	研修のための宿泊施設は、令別表第1（5）項ロの用途に供するものとして取り扱う。		
用途D	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
観覧席を 有しない 体育館	体育室、更衣室、 控室、浴室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐 車場	映写室、図書室、集会室、 展示博物館

(16) 項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
---------	--

(16) 項ロ	（16）項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
---------	--

（16の2）項	地下街
定義	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所、その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。
補足事項	<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場、機械室等は、地下街に含まれるものであること。</p> <p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m 未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。</p> <p>3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。</p>

(16の3)項	準地下街
定義	建築物の地階（令別表第1(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）をいう。
補足事項	<p>準地下街の範囲は次のとおりとすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は当該距離）以内の部分とする。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離が20mを超える場合は、当該建築物の地階等は含まれないこと。 3 建築物の地階が建基令第123条第3項第1号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないこと。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖式（2段降下式のものを含む。）の特定防火設備（1時間炎を遮る性能を有する防火設備）で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。 6 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が同表(16の3)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、同表(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

(17) 項	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物
定義	本項の防火対象物は、文化財保護法に基づくもの及び同法第182条第2項に基づく地方公共団体が定める文化財保護条例（福岡県文化財保護条例・昭和30年福岡県条例第25号、福岡市文化財保護条例・昭和48年条例第33号）によって指定された建造物をいう。
補足事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。【文化財保護法第27条第1項】 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。【文化財保護法第27条第2項】 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具、その他の物件で、わが国民の生活の推移のため欠くことのできないもの（民俗文化財）で有形のものうち特に重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。【文化財保護法第78条】 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものうち重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。【文化財保護法第2条第1項第4号】 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例で定めるところにより指定したも

	<p>のをいう。</p> <p>6 本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p> <p>7 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が同表(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、同表(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。</p>
--	--

(18) 項	延長 50 メートル以上のアーケード
定義	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
補足事項	<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 延長は、屋根の中心線に沿って測定するものであること。</p>

(19) 項	市町村長の指定する山林
定義	本項は、市町村長の指定する山林をいう。
補足事項	山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。現在、本市において指定されているものはない。

(20) 項	総務省令で定める舟車
定義	規則第5条第10項で定義する舟車をいう。
補足事項	<p>1 法第2条第6項に規定する、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。</p> <p>(1) 推進機関を有する長さ12メートル未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）で船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第2条第2項第1号に規定するもの</p> <p>(2) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>(3) 係船中の船舶</p> <p>(4) 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>(5) 総トン数20トン未満の漁船（専ら本邦の海岸から12海里以内の海面又は内水面において従業するもの。）</p> <p>2 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。</p> <p>3 鉄道営業法に基づく、新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。</p> <p>4 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条で定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。</p> <p>5 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条で定める消火器を設けなければならないものは、全ての車両であること。</p> <p>6 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条で定める消火器を備え付けなければならない自動車は、次のとおりである。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあっては5kg、猟銃雷管にあっては2,000箇、実砲、空砲、信管、又は火管にあっては200箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 危政令別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自</p>

動車を除く。)

- (3) 告示で定める品名及び数量以上の可燃物を輸送する自動車(被けん引自動車を除く。)
- (4) 150 kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)
- (5) 前各号に掲げる火薬類, 危険物, 可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車
- (6) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第18条の3第1項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除く。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第11条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条の規定により運送する場合に使用する自動車
- (7) 乗車定員11人以上の自動車
- (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車
- (9) 幼児専用車(専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。)